

○福島県文化財保護条例

昭和四十五年七月二十一日

福島県条例第四十三号

福島県文化財保護条例をここに公布する。

福島県文化財保護条例

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 県指定重要文化財(第四条—第十三条)

第三章 県指定重要無形文化財(第十四条—第十七条)

第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財(第十八条—第二十三条の三)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第二十四条—第二十八条)

第五章の二 県選定保存技術(第二十八条の二—第二十八条の四)

第六章 雑則(第二十九条—第三十二条)

第七章 罰則(第三十三条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第八十二条第二項の規定に基づき、県の区域内に存する重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化の向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平一七条例六三・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」及び「記念物」とは、それぞれ法第二条第一項各号に掲げるものをいう。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 県指定重要文化財

(指定等)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを福島県指定重要文化財(以下「県指定重要文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定をしようとするときは、別に定める福島県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問するとともに、当該指定に係る有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該所有者及び占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の指定は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該指定に係る有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

4 第一項の指定は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 教育委員会は、第一項の指定をしたときは、当該県指定重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(解除等)

第五条 教育委員会は、県指定重要文化財が県指定重要文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、前項の解除をしようとするときは、文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 第一項の解除は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該県指定重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

4 第一項の解除は、前項の告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 県指定重要文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定重要文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該県指定重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

6 県指定重要文化財の所有者は、第三者又は前項の通知を受けたときは、速やかに当該県指定重要文化財の指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(管理方法の指示)

第六条 教育委員会は、県指定重要文化財の所有者に対し、その管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第七条 県指定重要文化財の所有者は、この条例の規定並びにこの条例に基づく教育委員

会規則の規定及び教育委員会の指示に従い、県指定重要文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定重要文化財の所有者は、特別の理由があるときは、もつぱら自己に代わつてその管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第三十条において「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 県指定重要文化財の所有者は、管理責任者を選任したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 前条及び第一項の規定は、管理責任者について準用する。この場合において、これらの規定中「所有者」とあるのは、「管理責任者」と読み替えるものとする。

#### (滅失等の届出)

第八条 県指定重要文化財の所有者(管理責任者があるときは、その者。次条及び第十条において同じ。)は、当該県指定重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

#### (修理の届出等)

第九条 県指定重要文化財の所有者は、当該県指定重要文化財を修理しようとするときは、修理に着手する日の二十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十一条第一項の許可又は第二十九条の補助を受けて修理を行なう場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、当該県指定重要文化財の保存上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

#### (所在場所の変更の届出)

第十条 県指定重要文化財の所有者は、当該県指定重要文化財の所在場所を変更しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、所在場所を変更した後すみやかに届け出なければならない。

#### (現状変更等の制限)

第十一条 県指定重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(昭五〇条例五四・全改)

#### (公開)

- 第十二条 教育委員会は、県指定重要文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限って、当該県指定重要文化財の公開を勧告することができる。
- 2 県指定重要文化財の所有者及び当該所有者以外の者は、当該県指定重要文化財を公衆の観覧に供するため公開をしようとするときは、当該公開する日の二十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、当該県指定重要文化財の所在場所において公開するときは、この限りでない。
  - 3 教育委員会は、前項の届出があつたときは、当該公開及び当該公開に係る県指定重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

#### (地位の承継等)

- 第十三条 県指定重要文化財の所有者は、当該県指定重要文化財を譲渡するときは、当該県指定重要文化財の引渡しと同時にその指定書を当該県指定重要文化財の譲受人に引き渡さなければならない。
- 2 県指定重要文化財の譲受人は、当該県指定重要文化財に関しその譲渡人が有していたこの条例に基づく地位を承継する。
  - 3 第一項の場合において、当該県指定重要文化財の譲受人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

### 第三章 県指定重要無形文化財

#### (指定等)

- 第十四条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを福島県指定重要無形文化財(以下「県指定重要無形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 教育委員会は、前項の指定をするときは、当該指定に係る無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
  - 3 教育委員会は、第一項の指定をした後においても、当該県指定重要無形文化財の保持

者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定することができる。

- 4 教育委員会は、第一項の指定又は第二項若しくは前項の認定をしようとするときは、文化財保護審議会に諮問するとともに、当該保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)の同意を得なければならない。
- 5 第一項の指定又は第二項若しくは第三項の認定は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。
- 6 第一項の指定又は第二項若しくは第三項の認定は、前項の告示のあつた日からその効力を生ずる。
- 7 教育委員会は、第二項又は第三項の認定をしたときは、当該保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(昭五〇条例五四・平一七条例六三・一部改正)

(解除等)

第十五条 教育委員会は、県指定重要無形文化財が県指定重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、県指定重要無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 教育委員会は、前二項の解除をしようとするときは、文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の解除は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。
- 5 第一項又は第二項の解除は、前項の告示のあつた日からその効力を生ずる。
- 6 県指定重要無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は県指定重要無形文化財の保持者若しくは保持団体のすべてについて認定の解除があつたときは、当該県指定重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 7 県指定重要無形文化財の指定の解除があつたとき、県指定重要無形文化財の保持者が死亡したとき、又は県指定重要無形文化財の保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。次項及び第九項において同じ。)は、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。
- 8 前二項の場合において、教育委員会は、その旨を福島県報で告示するとともに、当該保持者(解除が保持者の死亡に係る場合にあつては、その相続人。次項において同じ。)又は保持団体の代表者(解除が保持団体の解散に係る場合にあつては、その代表者であつ

た者。次項において同じ。)に通知しなければならない。

- 9 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者は、第四項又は前項の通知を受けたときは、速やかに当該保持者又は保持団体の認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(昭五〇条例五四・平一七条例六三・一部改正)

(保存)

- 第十六条 教育委員会は、県指定重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定重要無形文化財について自ら記録を作成し、伝承者を養成し、その他県指定重要無形文化財の保存のため必要な措置を行なうことができる。

(公開)

- 第十七条 教育委員会は、県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県指定重要無形文化財の公開を勧告することができる。

(昭五〇条例五四・一部改正)

#### 第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財

(昭五〇条例五四・全改)

(指定等)

- 第十八条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財又は無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを福島県指定重要有形民俗文化財(以下「県指定重要有形民俗文化財」という。)に、又は福島県指定重要無形民俗文化財(以下「県指定重要無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定について準用する。

- 3 教育委員会は、第一項の規定により県指定重要無形民俗文化財に指定しようとするときは、文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- 4 第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定は、その旨を福島県報で告示する。

(昭五〇条例五四・全改、平一七条例六三・一部改正)

(解除等)

- 第十九条 教育委員会は、県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財が県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 3 第五条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 4 第五条第五項後段及び第六項の規定は、第二項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 5 第十五条第三項の規定は、第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 6 第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を福島県報で告示する。
- 7 第二項の規定により県指定重要無形民俗文化財の指定が解除されたときは、教育委員会は、その旨を福島県報で告示する。

(昭五〇条例五四・全改、平一七条例六三・一部改正)

(修理の届出等)

第二十条 県指定重要有形民俗文化財の所有者は、当該県指定重要有形民俗文化財を修理しようとするときは、修理に着手する日の二十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条第一項の届出をし、又は第二十九条の補助を受けて修理する場合は、この限りでない。

(昭五〇条例五四・全改)

(県指定重要有形民俗文化財の保護)

第二十一条 県指定重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、当該現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、当該県指定重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(昭五〇条例五四・全改)

(県指定重要有形民俗文化財に関する規定の準用)

第二十二条 第六条から第八条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

(昭五〇条例五四・全改)

(県指定重要無形民俗文化財の保存)

第二十三条 教育委員会は、県指定重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定重要無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他県指定重要無形民俗文化財の保存のため適当な措置を行うことができる。

(昭五〇条例五四・全改)

(県指定重要無形民俗文化財の記録の公開)

第二十三条の二 教育委員会は、県指定重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

(昭五〇条例五四・全改)

(県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第二十三条の三 教育委員会は、県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第九十一条で準用する同法第七十七条第一項の規定により選択されたものを除く。)のうち特に必要なものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 第十八条第三項の規定は、前項の規定により無形の民俗文化財の選択をしようとする場合について準用する。

(昭五〇条例五四・全改、平一七条例六三・一部改正)

## 第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第二十四条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十一条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを福島県指定史跡、福島県指定名勝又は福島県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第四条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「有形文化財」とあるのは、「記念物」と読み替えるものとする。

(平一七条例六三・一部改正)

(解除)

第二十五条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものと



する。

- 3 第五条第二項から第四項までの規定は第一項の解除について、同条第五項後段の規定は前項の解除について準用する。この場合において、これらの規定中「県指定重要文化財」とあるのは、「県指定史跡名勝天然記念物」と読み替えるものとする。

(昭五〇条例五四・平一七条例六三・一部改正)

(土地の所在等の異動の届出)

第二十六条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第二十八条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第二十七条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による許可を与える場合について準用する。
- 4 第一項の規定による許可を受けず、又は前項で準用する第十一条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(昭五〇条例五四・全改)

(規定の準用)

第二十八条 第六条から第九条まで並びに第十三条第二項及び第三項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、これらの規定中「県指定重要文化財」とあるのは「県指定史跡名勝天然記念物」と、第九条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五章の二 県選定保存技術

(昭五〇条例五四・追加)

(選定等)

第二十八条の二 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保

存のために欠くことのできないもの(法第四百七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを福島県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、当該選定に係る保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第十四条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による選定及び前項の規定による認定をする場合について準用する。

(昭五〇条例五四・追加、平一七条例六三・一部改正)

(解除等)

第二十八条の三 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 第十五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除をする場合について準用する。
- 4 県選定保存技術について法第四百七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 第十九条第七項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
- 6 県選定保存技術の保持者のすべてが死亡し、又は保存団体のすべてが解散したとき(消滅したときを含む。)は、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合において前項の規定を準用する。

(昭五〇条例五四・追加、平一七条例六三・一部改正)

(保存)

第二十八条の四 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成その他県選定保存技術の保存のため必要な措置を行うことができる。

(昭五〇条例五四・追加)

## 第六章 雑則

(補助)

第二十九条 教育委員会は、県指定重要文化財、県指定重要無形文化財、県指定重要有形民俗文化財、県指定重要無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定文

化財」と総称する。)の所有者、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者(第三十一条において「所有者等」という。)又は県選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、予算の範囲内において、当該県指定文化財の管理、修理、公開その他その保存に要する経費の一部又は県選定保存技術の保存に要する経費の一部を補助することができる。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(損失の補償)

第二十九条の二 第十一条第一項若しくは第二十七条第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第十一条第三項(第二十七条第三項で準用する場合を含む。)の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(昭五〇条例五四・追加)

(報告の徴収)

第三十条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定文化財の所有者、保持者、保持団体又は管理責任者に対し、当該県指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(助言又は勧告)

第三十一条 教育委員会は、県指定文化財の所有者等又は県選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、当該県指定文化財又は県選定保存技術の保存のため必要な助言は勧告をすることができる。

(昭五〇条例五四・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭五〇条例五四・旧第三十三条繰上)

第七章 罰則

(昭五〇条例五四・全改)

(刑罰)

第三十三条 県指定重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

(昭五〇条例五四・全改)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

(昭五〇条例五四・全改)

第三十五条 第十一条又は第二十七条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定重要文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくはその保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

(昭五〇条例五四・全改)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(昭五〇条例五四・全改)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 福島県文化財保護条例(昭和二十七年福島県条例第七十五号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により指定されている県指定重要文化財(民俗資料に係るものを除く。)又は県指定史跡名勝天然記念物は、この条例の相当規定により指定されたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(屋外広告物条例の一部改正)

5 福島県屋外広告物条例(昭和二十四年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県文化財専門委員の設置に関する条例の一部改正)

6 福島県文化財専門委員の設置に関する条例(昭和二十七年福島県条例第七十六号)の一

部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則(昭和五〇年条例第五四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県文財保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定されている県指定重要民俗資料については、改正後の福島県文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定により指定された県指定重要有形民俗文化財と、及びこの条例の施行の際現に旧条例の規定により指定されている県指定重要無形文化財のうち民俗芸能については、新条例の規定により指定された県指定重要無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定により交付された県指定重要民俗資料の指定書は、新条例の規定により交付された県指定重要有形民俗文化財の指定書とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第六三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。